

政務調査費とは

以下は、私たちが、千葉県議会議員の海外視察等で政務調査費が適正に使用されているか否かの監査を求めるために、2011年5月20日付で千葉県監査委員に提出した監査請求書の冒頭部分です。ここで、私たちは、政務調査費が議員に交付される理由との関係において政務調査費が正しく使われているか否かを判断する指針を提案していますので、是非参考にして下さるようお願い致します。

地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」は、一般に政務調査費と呼ばれているが、これを定義すれば、政務調査費とは、「議員が、所属する自治体がかかえる特定の政策課題について、調査研究をし、その成果を達成するために必要な経費である」ということができる。

即ち、

政務調査費は、議員が個人的に関心を持つ課題を対象として調査研究をするための経費ではなく、「自治体がかかえる特定の政策課題」を対象として調査研究をするための経費である。政務調査費の負担者は当該自治体でありその成果が当該自治体の反映されるべき調査研究でなければならないことから、議員が単に個人的に関心を持つ課題を対象とする調査研究費はもとより、国或いは他の自治体がかかえる政策課題についての調査研究費も、政務調査費としては認められない。このような趣旨で、千葉県政務調査費の交付等に関する規程（以下、政務調査費規程という）第6条が定める政務調査費使途基準（以下、使途基準という）では、「調査研究」について「会派又は議員が行う県政、地方行政、地方財政等に関する調査研究」と限定している。

政務調査費は、「特定の政策課題」を対象とする調査研究費であり、議員の単なる教養・学識を高めるための費用、見聞を広めるための費用、資格取得の費用は政務調査費としては認められない。このような趣旨で、使途基準第二項「研修費」中の「県政研修会等」の参加費について、千葉県議会議員の平成21年4月発行政務調査費の手引きの運用基準（以下、運用基準という）では、研修会等の開催目的の明確化が求められている。同様に、使途基準第一項「調査研修費」及び第二項「研修費」中の「先進地視察」の場合には、政務調査費規程第7条4項で定められている「現地調査又は先進地視察実施報告書」において「目的」の記載が求められ、また、上記運用基準には、「『現地調査』を行うに当たっては、調査の目的を明確にする（こと）」と明記され、「先進地視察」もこの部分が引用されている。ここでいう「目的」とは、単なる「研修会」、「現地調査」或いは「先進地視察」ではなく、「特定の政策課題」との関係が明示され

た目的でなければならないのである。

政務調査費の支出対象である「調査・研究」では、単なる「調査した・研究した」という事実だけではなくその「成果」が重要である。従って、成果のない「調査研究」費は政務調査費に対象とはならない。このような趣旨で、使途基準第一項「調査研修費」及び第二項「研修費」中の「先進地視察」の場合には、政務調査費規程第7条4項で定められている「現地調査又は先進地視察実施報告書」において、単なる「調査又は視察の概要」ではなく「調査又は視察結果の概要」の記載が求められており、また、運用基準には、「『現地調査』を行うに当たっては、………現地において調査した結果等を支出証拠書類として整理保管しておかなければならない。」と明記され、「先進地視察」もこの部分が引用されている。更に、議会事務局が作成した「政務調査費の事務処理にあたってよくある質問」中7頁には、「問12報告書の書式、記載の方法」、「概要欄についてはどの程度記載すればよいか？」との問に対し、「答」として、「以下の3点について概要を記載して下さい。1 誰から説明を受けたのか。2 どのような説明を受けたのか 3 結果はどうであったのか。」と記載され、「結果」の記載を求められている。

単なる「現地調査」或いは「先進地視察」の経費は政務調査費として認められず、「現地調査結果」或いは「先進地視察結果」が伴い始めてその経費が政務調査費として認められることになる。

政務調査費は、政策課題を調査研究するために「必要な」経費であり、仮に調査研究するために支出された費用であっても自治体に負担させることから一定の範囲内の費用に限定される。

以上の定義により、特に、「県政研修会等」、「現地調査」及び「先進地視察」においては、その目的と「特定の政策課題」との関連性が重要であり、また、「現地調査」及び「先進地視察」においては、その成果が重要である。

この関連性のない「県政研修会等」の経費、関連性のない「現地調査」の経費、関連性のない「先進地視察」の経費は、政務調査費としては認められない。

また、特に、「現地調査」及び「先進地視察」においては、単に会費を支払って聴講する講習会参加費とは異なりその経費が高額となる傾向があるから、「調査結果」及び「視察結果」が重要であり、「調査結果」「視察結果」を欠く単なる「調査」の経費及び単なる「視察」の経費は政務調査費として認められない。